

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年長野市条例第47号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野市交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(利用の許可の申請)

第3条 条例第8条の規定による許可を受けようとするものは、長野市交流センター利用許可申請書（様式第1号。次項において「許可申請書」という。）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可申請書の提出は、センターを利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の属する月の前月の初日（その日が休館日であるときは、その日後において最も近い休館日でない日）から利用希望日の前日（その日が休館日であるときは、その日前において最も近い休館日でない日）までの間に行うものとする。ただし、特別の理由があると市長又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の減免を受けようとするものは、長野市交流センター使用料減免申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用料を徴収しない利用の目的)

第5条 条例第11条第1項第4号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市の事務又は事業

(2) 地域の活性化又は住民の福祉の増進に資するものとして市長が特に認めるもの（入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が行う場合を除く。）

(使用料の還付)

第6条 条例第11条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとするものは、長野市交流センター使用料還付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第7条 何人も、市長の許可がなければセンターの建物及び敷地内においては、売店その他の設備を設け、又は販売行為をしてはならない。ただし、条例第8条の規定による許可を受けたものが行う入場券、会員券等の販売その他のセンターを利用する目的の範囲内で行う行為については、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 センターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序の保持に努めること。
- (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (3) 施設及び設備を大切に利用すること。
- (4) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (5) 備付けの設備等以外の設備等を利用する場合には、その利用に当たって市長又は指定管理者の承諾を受けること。
- (6) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (8) 利用後は清掃し、施設及び設備を原状に復すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序の保持について市長又は指定管理者が指示すること。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長野市交流センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長
(宛先) 指定管理者

住 所
氏 名 ㊟
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定による利用の許可を受けたいので、申請します。

利 用 す る 交 流 セ ン タ ー			
利用する目的			
利 用 日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで	午後	午後
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで	午後	午後
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで	午後	午後
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで	午後	午後
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで	午後	午後
利用する施設等			
利 用 人 数	人	入場料等の徴収	無 ・ 有
※ 使用料・ 利用料金	円		
備 考			

注

- 1 利用する目的は、具体的に記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

長野市交流センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）
〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の減免を受けたいので、申請します。

利 用 す る 交 流 セ ン タ ー	
減免を受けよう と する 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
利用する施設等	
※ 減免の額	円
備 考	

注 ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

長野市交流センター使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）
〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例第11条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けたいので、申請します。

利 用 す る 交 流 セ ン タ ー	
還付を受けよう と する 理 由	
利 用 日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
利用する施設等	
※ 還付の額	円
備 考	

注 ※欄は、記入しないでください。